

# 河川占用許可手続き

## 河川占用について

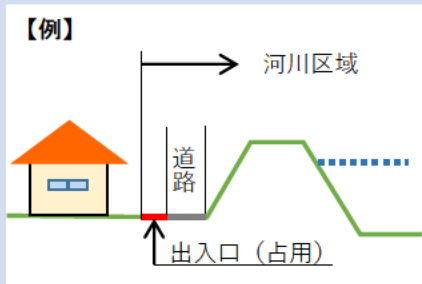
河川区域内の土地は、河川管理施設（堤防・護岸など）と相まって、流路を形成し洪水を流し、洪水による被害を除去し又は軽減させるためのもので、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用（散歩、魚釣り等）に供されるべきものです。

従って、その**占用は原則として認められるべきものではありません。**

しかし、占用の目的によっては、公園・運動場などのように河川の使用を増進する場合や橋・道路などにより社会経済上の必要性が高い場合など、河川区域内の土地の占用を認めています。

また、次のような場合にも必要最小限に限って占用を認めています。

- ①堤防に面した道路（河川占用している道路）に出入口を設ける場合（他に出入口がない場合に限る）
- ②水道、下水道等の管類を敷設する場合（他に敷設するルートがない場合に限る）
- ③電柱を設置する場合（他に設置場所がなく、設置することに必要性がある場合に限る）



※その他に季節的な使用や工事の仮設などの一時的な占用許可があります。

**注：占有にあたっては、県から占有料が徴収されます。**

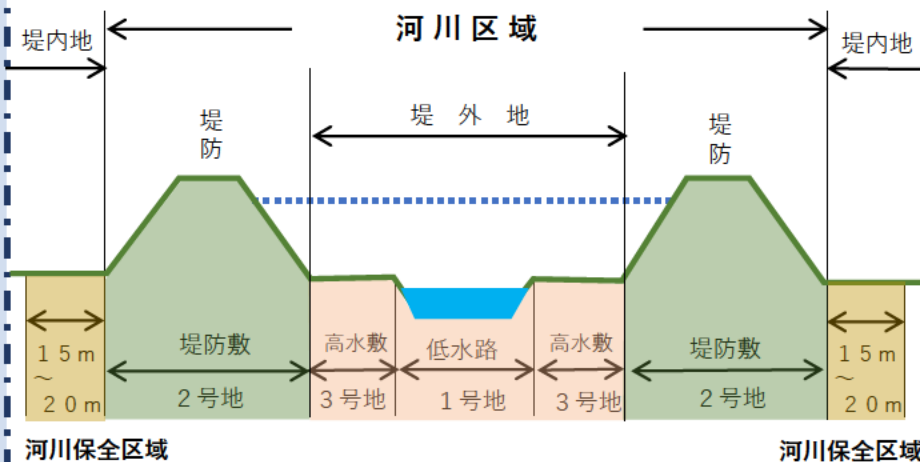
## 河川区域とは

河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には**堤防と堤防に挟まれた間**の区域をいいます。

河川区域は、大きく分けて①通常水が流れている土地（1号地）**【低水路】**②堤防や護岸など、河川を管理するための施設の土地（2号地）**【堤防敷】**③1号地と2号地に挟まれている土地で、1号地と一体化して管理を行う必要のある土地（3号地）**【高水敷】**の3種類に分かれています。

なお、河川区域内の土地は、ほとんどが河川管理者の管理する国有地ですが、民有地も存在しています。

### 河川区域の典型例



## 河川区域内の土地の占用等の許可に関する事務

## 許可申請に必要な書類 (河川法第24条及び第26条第1項)

### 許可対象

河川区域内は、原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用（占用）する場合には、河川法の**土地の占用**の許可が必要となります。（**河川法第24条**）

また、河川区域内においては、次に掲げる行為に関して河川法の許可が必要です。

- ・ **工作物を設置する**場合（**河川法第26条第1項**）
- ・ 盛土、切土のように**土地の形状を変える**場合（**河川法第27条第1項**）
- ・ 河川の**水を取水**する場合（**河川法第23条**）
- ・ 河川の**砂・砂利、ヨシなどを採取**する場合（**河川法第25条**）

※ただし、河川法**第24条と第25条**は、申請の場所が**国有地の場合**に限ります。

河川法第26条第1項と第27条第1項は、国有地、民有地の区別無く河川区域内は許可が必要となります。

1. 許可申請書（甲）及び（乙）様式の書類
2. 事業計画概要書（申請の内容を説明した書類）
3. 位置図（1/50,000程度）
4. 占用する土地の実測平面図（河川との関係がわかるもの）
5. 工作物の設計図（堤防との関係を示した図面〔横断面〕を含む）
6. 工程表
7. 占用する土地の面積を計算した書類及び丈量図
8. 他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書写し
9. 現況写真
10. 洪水時の撤去計画書（高水敷に工作物を設置する場合）
11. その他参考となる書類
12. 当該申請書類の副本（2～3部程度）

**詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。**（各出張所管理区間は**利根川上流河川事務所HP**参照）

八斗島出張所	〒372-0827	群馬県伊勢崎市八斗島町乙913 TEL 0270-32-0168	FAX 0270-32-0536
川俣出張所	〒348-0051	埼玉県羽生市本川俣840 TEL 048-563-1992	FAX 048-563-1993
大利根出張所	〒349-1153	埼玉県加須市新川通700-6 TEL 0480-72-8360	FAX 0480-72-8363
目吹出張所	〒278-0001	千葉県野田市目吹字二ツ塚1482 TEL 04-7122-3014	FAX 04-7124-1901
守谷出張所	〒302-0116	茨城県守谷市大柏355-7 TEL 0297-48-2441	FAX 0297-48-1969
古河出張所	〒306-0036	茨城県古河市桜町4-8 TEL 0280-22-0487	FAX 0280-22-1287
渡良瀬遊水池出張所	〒349-1203	埼玉県加須市柏戸字宮345 TEL 0280-62-2420	FAX 0280-62-3154

国土交通省 関東地方整備局  
利根川上流河川事務所 占用調整課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1  
TEL 0480-52-3960 FAX 0480-52-7883